

模擬国連研究雑誌

# 模擬国連の探求

2024 年度 第 3 号

秋会議・後期会議編

発行：日本模擬国連代表部

## 利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

なお、本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではない。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用、無断転載はこれを認めない。

本誌の利用についてご質問がある場合は、編集を担当する日本模擬国連代表部研究までご連絡ください。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

## はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

## 目次

模擬国連の軌跡.....	4
五研新メン会議 A 議場『リビア情勢』 .....	5
国立研究会秋会議『TRIPS 協定』 .....	16
早稲田研究会秋会議『ルワンダ情勢』 .....	18
北陸支部秋会議『平和のための結集』 .....	22
京都研究会後期会議『ウィーン会議』 .....	25
早稲田研究会後期会議『全欧安全保障協力会議（CSCE）』 .....	31

## 模擬国連の軌跡

『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の記録を掲載する。

# 五研新メン会議 A 議場『リビア情勢』

会議監督：岡部泰大

## 1. 会議概要・目的

### 会議概要

議題：リビア情勢 “The situation in Libya”

設定議場：国連安全保障理事会第 6498 回会合

史実成果文書：S/RES/1973(2011)

### 議題概要

チュニジアでのジャスミン革命を発端として起きたアラブの春の中で、リビアでもカダフィ政権を打倒しようとする動きが見られた。それに対してカダフィ政権は武力弾圧を行い、リビアは事実上の内戦状態に突入した。

対応を求められた国連安保理は決議 1970 で非軍事的措置の実行を決定したが、リビアにおける人道状況は悪化の一途を辿った。そこで安保理は第 6498 回会合にて、国連憲章第 7 章に基づいて「文民保護を目的とした、あらゆる措置を講ずる権限の付与」を含む決議 1973 を採択した。

史実ではその後西側多国籍軍による空爆が行われたが、これは文民の保護という目的を逸脱していたという後世の評価も多く見られるものとなった。

当会議ではこの安保理第 6498 会合を模擬した。

### 会議設計について

リビア情勢は全日本大会でも採用される議題であり、新メンにはやや難しいもので、かつ五研新という 1 日会議にそのまま落とし込むのは不向きなものであった。そのためいくつか会議を平易なものとするための設計上の工夫を施した。

1 つ目は変更可能条文を限定したことである。史実条文は 23 の前文と 29 の主文からなる長大なものであり、これら全てを変更可能とするとリサーチに要する時間も当日の議論・交渉に要する時間も不足することが予想されたため、予め変更可能な範囲を制限した。

2 つ目は BG にかなり補助的な情報を加えたことである。史実条文と論点の対応関係や、根拠として使用可能な国際法や概念について「そのまま会議に使える」情報を多分に掲載した。

3 つ目は Discord 上での事前交渉を開放したことである。陣営形成や交渉時間の短縮のために 1 日前から Discord 上で任意の事前交渉を許可した。

### 会議の目的

会議コンセプトに「Find Your Way」を掲げた当会議は、「自分なりの模擬の目的」と「手段としての強さ」という 2 つの Way を新メンに掴んでほしいという目的で設計した。

「自分なりの模擬の目的」とは、「なんで模擬国連をしているの?」という問いに対するその人なりの「答え」であり、その答えを深掘り、明確化し、言語化することで模擬をもっと好きになり、継続してほしいという思いがあった。

例えば模擬という営みが楽しくて好きな人は「なぜ楽しいのか」「どこが楽しいのか」であったり、模擬から得られる力を求めている人は「どんな力がほしいのか」「何のためにその力がほしいのか」など、メンターやレビューで「問い」を投げかけることを通じてその言語化の補助を行った。

「手段としての強さ」とは、各々が追求したい模擬の目的を自分の力で追い求められるようにするベースラインの力を指す。

自国理解の方法、情報の集め方、戦略の立て方など、自分で模擬国連を楽しむための基礎となる部分の習得を目指した。

## 2. 会議の経過・成果文書について

### 会議の経過

当会議の議場は大まかに三陣営から形成された。

英米仏を筆頭とする NATO、中露を筆頭とする BRICs 及び東側諸国、そしてどちらにも属さない・或いはどちらにも関係を持つ中間国という比較的明確な陣営構造の議場であった。

リビアへの制裁に積極的な西側諸国と消極的な東側諸国で対立が起っていた。

ただし、第 6498 回会合の時点では、既に経済制裁を含む安保理決議がコンセンサスで採択されていたり、カダフィによる武力行使を行う旨の露骨な声明の発表がなされていたりしたため、制裁に消極的な東側諸国にとってかなり不利な状況下で会議が開始した。

西側諸国はその有利を活かし、会議開始時までの流れや既成事実を利用して東側諸国を追及した。

一方で東側諸国も「不利な争点のまま戦うのではなく、国益という最終的な目的達成を果たせる別のアプローチ」を政策立案的に見出し戦った。

### 成果文書について

結果として史実決議から大きな変更がなされたのは主文 4, 5 であった。以下に決議の該当部分を引用する。(決議全文は最後に掲載する)

#### 当会議成果文書 主文より引用

4. 事務総長に通知するとともに、国としてまたは地域的機関若しくは取り決めを通じて行動する、そして事務総長と協力して行動する加盟国に対し、リビア領域のいずれかの部分における地上軍の派遣を筆頭としたあらゆる形態の外国軍の展開を排除する一方で、ベンガジを含む、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて攻撃の脅威の下にある文民および文民居住地区を守るために、決議 1970 (2011) の第 9 項にもかかわらず、必要な措置を講じる権限を付与し、武力行使に関しては最後の手段とし、多国籍軍を派遣する際にはその時限をさだめ、また関係加盟国に対し、本項により与えられた承認に従って講じた措置に関して、緊急の場合を除き、事前に事務総長、および安保理に報告することを要請する。
5. 第 4 項において、該当する権限の必要性を 1 か月ごとに検討し、延長の必要がないと判断された場合にはその権限を廃止するものとする。

主文 4 は史実の主文 4 に文言が追加されたもので、主文 5 は新規条文である。

主文 4 の変更点は、「多国籍軍を派遣する際にその時限を明確に定めることが義務化された点」と、「緊急の場合を除き、事前に派遣を事務総長及び安保理に報告することが義務化された点」の 2 つである。

そして、文民保護のためにあらゆる必要な措置を授権された多国籍軍の権限の必要性を 1 ヶ月ごとに検討し、安保理において必要か不要か決定が毎月安保理で行われることになった。

これはカダフィ政権への武力制裁が必要であることがもう否定できない状況にあった第 6498 回会合時点で、東側諸国が西側諸国による際限のない武力行使は許さないという国益を追及した上でなされた提案・妥協点であった。

### 3. 会議総括・課題

#### 会議総括

会議全体を振り返り、自分が想定した以上のレベルの議論や交渉が行われた。当然新メンだけの会議であったためまだ不十分な点もあったが、それら全てをレビューに落とし込み全体として参加した新メンにとって大きな学びが得られるような会議が作れたと思う。参考として、当会議のレビュー資料を公開する。

テキスト版：

[https://docs.google.com/document/d/1D8lpWkTcCD\\_Apw5RWh2TpT4cQKZwZy9snnHcdWM1S5g](https://docs.google.com/document/d/1D8lpWkTcCD_Apw5RWh2TpT4cQKZwZy9snnHcdWM1S5g)



スライド版：

[https://www.canva.com/design/DAGWchkmaOQ/CEelgk2gtRL5Of9X1QSu0g/edit?utm\\_content=DAGWchkmaOQ&utm\\_campaign=designshare&utm\\_medium=link2&utm\\_source=sharebutton](https://www.canva.com/design/DAGWchkmaOQ/CEelgk2gtRL5Of9X1QSu0g/edit?utm_content=DAGWchkmaOQ&utm_campaign=designshare&utm_medium=link2&utm_source=sharebutton)

動画版：

[https://youtu.be/t8k\\_I-oVchk?si=cWxfBi0jgQ-1tD6w](https://youtu.be/t8k_I-oVchk?si=cWxfBi0jgQ-1tD6w)

## 課題

課題として、会議を設計する上で自分が一番痛感したものは「政策立案的要素は実行してみなければわからないものが多い」ということであった。

模擬国連では「史実で何かしらの失敗をしている」という議題が扱われることが多いように感じる。

それは模擬する中で大使たちが頭を使い、各国の国益や戦略が交錯する中でいかに自分なりの解を出すかというところに多くの人が面白さを感じるからであろうが、その上で大使に求められることが多いのが政策立案的要素である。いわば「こんな条文を入れればよかったんじゃないか」というものである。

しかしそれは史実と異なるものであるため、必然的に未検証の政策であり、それが上手くいくのかどうかは「誰もわからない」のである。

実際の国際社会における政策立案もそうであるはずで、その時行われるのは「過去の類似事例からの類推」である。

これは我々にもできることではあるものの、一大学生である我々が参照できる事例には時間的にも権限的にも限界があり、そしてそこから類推し政策効果を予測する能力にも限界がある。

これは自分がフロントとしてメンターをする中で大使から新規条文の国益上の是非を問われた際に繰り返しぶつかった壁であり、それは自分の未熟さ故かもしれない。

もっとリサーチをすれば、もっと国際法や国際政治に詳しくなれば、類推も可能になり、史実とは異なる解の是非も判定できるようになるのかもしれない。

しかしそれが長くともただか 1 年の研究期間でできるのであれば、史実の議題たちはもっと成功しているものばかりになっているのではないかと、とも思う。

ここまで自分の感じたある種の模擬国連の限界のようなものを悲観的に述べたが、あくまでもこれは「史実で何かしらの失敗をしている」という議題において、史実を超える解を出そうとする」という模擬への向き合い方という前提にたったものに過ぎず、またこの考えも未熟な自分の私見にならない。

この会議は今後自分が模擬国連に向き合うにあたって、この大きな問いを考え続けるき

っかけとなった。

最後に、この会議を開催するにあたってご尽力いただいた東日本事務局の方々、多くの助言をいただいた先輩方、共に会議を作ってくれたフロント、参加してくれた多くの新メンに心から感謝しつつ、当会議の成果文書を以下に掲載してこの会議記録を結ぶ。

Resolution 1973 (2011)

Sponsored by (3 以上): Bosnia and Herzegovina, France, Lebanon, United Kingdom

安全保障理事会は、

2011 年 2 月 26 日の安保理決議 1970 (2011) を想起し、

リビア当局が決議 1970 (2011) を遵守しないことを深く憂慮し、

悪化する状況、暴力の拡大および並はずれた文民の犠牲に重大な懸念を表明し、

リビア国民を保護するリビア当局の責任をくり返し表明し、また武力紛争の当事者が文民の保護を確実にするための最終手段としての武力行使を含む実行可能かつ措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認し、

現在のリビアにおける情勢が決議 1970 に明記された措置のみではこれ以上改善しえないことに懸念を表し、情勢の改善のためにはやむを得ず軍事介入をせざるを得ない可能性があることを確認し、

リビア内で際限のない武力行使を行うことは、リビア内の体制転換につながる恐れのあることを憂慮し、

恣意的な拘留、強制失踪、拷問および略式処刑を含む、人権の甚だしくかつ組織的な侵害を非難し、

ジャーナリスト、マスメディアの専門家および関連要員に対するリビア当局が行った暴力並びに脅迫行為を更に非難し、またこれらの当局に対し、決議 1738 (2006) で定められたような国際人道法の下でのその義務を遵守することを要請し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて一般市民に対して現在行われている広範かつ組織的な攻撃は、人道に対する罪と同然であることを強調し(Affirming)、

人道機関の帰還を促進かつ支援しまたリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける人道的支援および関連支援を利用可能とするための、必要に応じた、適切な追加的措置を講じることを検討する安保理の用意を表明した決議 1970 (2011) の第 26 項を想起し、

文民および文民居住地区の保護および文民支援の即時かつ支障のない通過並びに人道支援要員の安全を確保する安保理の決意を表明し、

係る議論がアラブ連盟を中心として発議されたことを認識し、

アラブ連盟、アフリカ連合およびイスラム諸国会議機構事務局長による、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて行われたまた行われている人権および国際人道法の重大

な違反に対する非難を想起し、

2011年3月8日のイスラム諸国機構の最終コミュニケ、およびリビアに関するハイレベル特別委員会を設置した2011年3月10日のアフリカ連合平和安全保障理事会のコミュニケに留意し、

リビア軍用機に関する飛行禁止空域を課すことを求めまたリビア国民およびリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤに定住する外国人の保護を可能とする予防的措置のような、砲撃にさらされている場所に安全地区を設置する2011年3月12日のアラブ連盟理事会の決定にも留意し、

2011年3月16日の即時停戦を求める事務総長の呼びかけにも留意し、

2011年2月15日以降のリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける状況を国際刑事裁判所検察官に付託した安保理の決定を想起し、また、航空機のおよび軍艦の攻撃を含む、一般市民を標的とした攻撃に責任を有するか共謀した者は責任を問われなければならないことを強調し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける暴力から逃れることを強いられた難民および外国人労働者の苦境に懸念をくり返し表明し、かかる難民および外国人労働者の必要に対処する隣国、とりわけチュニジアとエジプトの反応を歓迎しまた国際社会に対しかかる取組を支援することを求め、

リビア当局による傭兵の継続的使用を憂慮し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの空域に対して全ての飛行禁止を命ずることは、文民の保護並びに人道支援の提供の安全にとって重要な要素およびリビアにおける敵対行為の停止にとって決定的な措置を構成することを確認し(Affirming)、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける外国国民の安全と彼らの権利に対する懸念をまた表明し、

事務総長によるアブドル・エラ・モハメド・アル＝カティブ氏の事務総長特使としての任命を歓迎し、

またリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける危機に対し永続的且つ平和的解決を見出す彼の取組を支援し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの主権、独立、領土保全および国の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおける事態は、国際の平和および安全に対する脅威を構成すると認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 停戦の即時確立および暴力並びに文民に対するあらゆる攻撃および虐待の完全な終りを要求する。
2. リビア国民の合法的な要求に反応する危機に対する解決を見出すための取組を強

める必要性を強調し、またリビアに対して事務総長特使を送るという彼の決定および平和的且つ持続的な解決を見出すために必要な政治的改革を導く対話を促進する目的でアフリカ連合平和安全保障理事会のハイレベル特別委員会をリビアに対して送るというその決定に留意する。

3. リビア当局が、国際人道法、人権および難民法を含む国際法の下でのその義務を遵守すること、また、文民を保護しまた彼らの基本的必要性を満たすためおよび人道支援の即時且つ支障のない通過を確保するためあらゆる措置を講じることを求める。

#### 文民の保護

4. 事務総長に通知するとともに、国としてまたは地域的機関若しくは取り決めを通じて行動する、そして事務総長と協力して行動する加盟国に対し、リビア領域のいずれかの部分における地上軍の派遣を筆頭としたあらゆる形態の外国軍の展開を排除する一方で、ベンガジを含む、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤにおいて攻撃の脅威の下にある文民および文民居住地区を守るために、決議 1970 (2011) の第 9 項にもかかわらず、必要な措置を講じる権限を付与し、武力行使に関しては最後の手段とし、多国籍軍を派遣する際にはその時限をさだめ、また関係加盟国に対し、本項により与えられた承認に従って講じた措置に関して、緊急の場合を除き、事前に事務総長、および安保理に報告することを要請する。
5. 第 4 項において、該当する権限の必要性を 1 か月ごとに検討し、延長の必要がないと判断された場合にはその権限を廃止するものとする。
6. 同地域における国際の平和および安全の維持に関する問題におけるアラブ連盟の重要な役割を確認し地域内での紛争に対して各地域の地域機構の意見が反映されるべきことを確認したうえで、また国際連合憲章第 8 章を念頭に置き、アラブ連盟加盟国に対し、第 4 項の履行において他の加盟国と協力することを要請する。

#### 飛行禁止空域

7. 文民保護を援助するためリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの空域に対して全ての飛行禁止を命ずることを決定する。
8. 第 6 項で課された飛行禁止命令は、飛行の単なる目的が、医療用品、食糧、人道支援要員および関連援助を含む、援助の提供の供給および促進またはリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤからの外国国民の避難のような人道的な飛行には適用されないものとし、また、第 4 若しくは 8 項により承認された飛行にも適用されず、また、第 8 項で与えられた承認の下で行動する国家によりリビア国民の利益のために必要であるとみなされたその他の飛行にも適用されないものとする。ことおよびかかる飛行は第 8 項の下で設置された組織と調整を行うものとする。

更に決定する。

9. 4, 5, 6 で示された文民の保護のための介入は、安保理による多国籍軍が第一義的な責任を負うことを強調する。
10. 事務総長およびアラブ連盟の事務局長に通知するとともに、国としてまたは地域的機関若しくは取り決めを通じて行動する加盟国に対し、必要に応じて、上記第6項により課された飛行禁止命令の遵守を執行する場合に限って必要な措置を講じる権限を付与し、またアラブ連盟と協力する関係国に対し、上記第6および7項の規定を実施するための適切な組織を設立することを含む、この飛行禁止命令を履行するために講じた措置に関して事務総長と密接に調整を行うことを要請する。
11. 国としてまたは地域的機関若しくは取り決めを通じて行動する加盟国に対し、上記第4、6、7および8項を履行する目的のために、あらゆる必要な上空飛行の承認を含む、支援を提供することを求める。
12. 関係加盟国に対し、承認された人道的または避難のための飛行の監視および承認のための現実的な措置を含む、上記第4、6、7および8項の履行のために講じた措置について、互いにおよび事務総長と密接に調整を行うことを要請する。
13. 関係加盟国が、活動に関する考え方を与えることを含む、上記第8項により与えられた権限の行使においてとった措置を直ちに、事務総長およびアラブ連盟の事務局長に通知するものとするを決定する。
14. 事務総長に対し、上記第8項により与えられた権限の行使において関係加盟国がとったいずれかの行動を直ちに安保理に通知し、また、上記第6項により課された飛行禁止のあらゆる違反に関する情報を含んで、本決議の履行に関して7日以内にまたその後は毎月安保理に報告することを要請する。

#### 武器禁輸の執行

15. 決議 1970 (2011) の第11項は、以下の項と置き換えられるものとするを決定する。すなわち、「国としてまたは地域的機関若しくは取り決めを通じて行動する全加盟国、とりわけ同地域の国に対し、決議 1970 (2011) の第9および10項により設けられた武器禁輸の厳格な実施を確保するために、関係国が、武装傭兵の提供を含む、決議 1970 (2011) の第9および10項により供給、販売、移転または輸出が禁止され本決議により修正されたような品目を貨物が含んでいると信じる合理的根拠を与える情報を有している場合には、空港および海港を含む自国領域、公海、リビア・アラブ・ジャマール・ヒリーヤに向かう若しくは同国からの船舶 および航空機を検査することを求め、そのような船舶および航空機のあらゆる旗国に対し、かかる検査に協力することを求め、また加盟国に対し、かかる検査を実行する特定の状況にふさわしいあらゆる措置を用いることを承認する。

16. 上記第 13 項の下で公海で行動をとる加盟国に対し、互いにおよび事務総長と密接に調整を行うことを要請し、また関係国に対し、事務総長および決議 1970 (2011) の第 24 項に従って設置された委員会（以下「委員会」とする）に、上記第 13 項により与えられた権限の行使において講じられた措置を直ちに通知することを更に要請する。
17. 国としてかまたは地域的機関若しくは取り決めを通じて行動するどの加盟国に対しても、上記第 13 項に従った検査に着手する場合には、委員会に対して、とりわけ検査の根拠についての説明、検査の結果および協力が提供されたか否かを含む書面による最初の報告書を速やかに提出することを要請し、また、移転が禁止されている品目が発見された場合には、当該加盟国に対し、委員会に、後の段階で、検査、差し押さえおよび処分に関する関連する詳細、および移転に関する情報が最初の報告書に含まれていない場合には、品目、その原産地および目的地とされたところの詳述を含む、移転に関する関連する詳細を含む、書面によるその後の報告書を提出することを更に要請する。
18. リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤへの傭兵の継続的流入を憂慮しまた全ての加盟国に対し、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤへの武装傭兵の提供を防止する決議 1970 (2011) 第 9 項の下でのその義務を厳格に遵守することを求める。

#### 飛行禁止命令

19. 全ての国は、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤに登録されるカリビア国民または会社により所有されるか若しくは運航されるあらゆる航空機に対して、自国領域からの離陸、自国領域への着陸または自国領域の上空飛行の許可を拒否するものとすることを決定する。ただし、委員会により事前に承認された特別の飛行もしくは緊急着陸の場合を除く。
20. 武装傭兵の提供を含む、決議 1970 (2011) の第 9 および 10 項により供給、販売、移転または輸出が禁止され本決議により修正されたような品目を航空機が含んでいると信じる合理的根拠を与える情報を有している場合には、緊急着陸の場合を除き、全ての国は、あらゆる航空機に対して、同国領域からの離陸、同国領域への着陸または同国領域の上空飛行の許可を拒否するものとすることを決定する。

#### 資産凍結

21. 決議 1970 (2011) の第 17、19、20 および 21 項により課された資産凍結は、委員会により指定されたリビア当局により、または彼らに代わって若しくは彼らの指示で行動する個人または団体により、若しくは委員会により指定されたものにより所有されているか管理されている団体により、直接または間接に、所有され

ているか管理されているあらゆる基金、その他の金融資産および経済的資源に提供されるものとするを決定し、また、全ての国は、あらゆる基金、金融資産または経済的資源が、自国領域内の国民または個人若しくは団体により、委員会により指定されたリビア当局または彼らに代わって若しくは彼らの指示で行動する個人または団体、または委員会により指定されたものにより所有されているか管理されている団体へのまたはそれらのために、利用可能とされることを防止することを確保するものとするを更に決定し、また委員会に対し、そのようなリビア当局、個人若しくは団体を、本決議の採択の日より 30 日以内およびその後は適切な場合に、指定することを指示する。

22. 決議 1970 (2011) の第 17 項に従って凍結された資産が、後の段階で、可及的速やかに、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤの国民のおよびそのために利用が可能とされるものとするを確保する安保理の決議を確認する。
23. 全ての国は、自国民、その管轄権に服している人および自国領域で法人組織となったかまたはその管轄権に服している会社が、リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤで法人組織となったかまたはその管轄権に服している団体および彼らに代わって若しくは彼らの指示で行動するあらゆる個人または団体および彼らにより所有されているか管理されている団体と取り引きする時、国が、そのような取引が文民に対する暴力および武力の行使に寄与していると信じる合理的な根拠を提供する情報を有している場合には、用心することを求める。

#### 指定

24. 添付書類 I に記載された個人は、決議 1970 (2011) の第 15 および 16 項で課された旅行制限に服すべきものとするを決定し、また添付書類 II に記載された個人および団体は、決議 1970 (2011) の第 17、19、20 および 21 項で課された資産凍結に服すべきものとするを更に決定する。
25. 決議 1970 の第 15、16、17、19、20 および 21 項で定められた措置は、安保理または委員会により、決議 1970 (2011) の規定、とりわけその第 9 および 10 項に違反したかそうすることにより他を支援したと認定された個人および団体にも適用するものとするを決定する。

#### 専門家パネル

26. 事務総長に対し、委員会と協議して、委員会の指示の下で、以下の任務を実行する 8 名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を、1 年の初動期間で創設することを要請する。
  - a. 決議 1970 の第 24 項および本決議で定められた職務権限を実行することにおいて委員会を援助する。

- b. 国、関連国際連合機関、地域機関およびその他の関係当事者からの、決議 1970 (2011) および本決議で決定された措置の履行に関する情報を、とりわけ不遵守の出来事を収集し、調査しまた分析する。
  - c. 安保理、または委員会若しくは国が、関連措置の履行を改善するために考慮できる行動について勧告する。
  - d. パネルの任命後 90 日以内に中間報告書を安保理に、そしてその職務権限の終了の 30 日前までにその調査結果と勧告と共に安保理に最終報告書を提出する。
27. 全ての国、関連国際機関およびその他の関係当事者に対し、委員会および専門家パネルと、決議 1970 (2011) および本決議で決定された措置の履行、とりわけ不遵守の出来事に関して、任意で、何らかの情報を提供することにより、十分に協力することを促す。
28. 決議 1970 (2011) の第 24 項に定められた委員会の職務権限は、本決議で決定された措置にも適用されるものとするを決定する。
29. リビア・アラブ・ジャマーヒリーヤを含む、全ての国家が、リビア当局またはリビア・アラブ・ジャマーヒリーヤのあらゆる人若しくは法人または何らかの契約若しくは商取引に関係してそのような人または法人を通して若しくは利益のために主張しているいずれかの人の要請で、請求の履行が決議 1970 (2011)、本決議および関連諸決議において安全保障理事会により講じられた措置の理由で影響された場合には、請求がそのままでないことを確保するために必要な措置を講じるものとするを決定する。
30. リビア当局の行動を継続的検討の下におき続ける安保理の意図を再確認し、本決議および決議 1970 (2011) のリビア当局による遵守に基づき、適当な場合には、措置の強化、休止または解除することによるものを含む、本決議および決議 1970 (2011) により課された措置をいつでも再検討する安保理の用意を強調する。
31. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。



# 国立研究会秋会議『TRIPS 協定』

会議監督：永水大智

## 1. 会議概要

### 議題について

本会議は 1986 年から 1993 年に開催された「関税と貿易に関する一般協定 (GATT)」の締約国による第 8 回多角的貿易交渉において行われた知的財産分野の政府間閣僚級会議を模擬したものだ。

本会議では特に史実の会議及びその後に至るまで争点であった医薬品アクセスや生物多様性をめぐる問題などを論点とした。

また、今回の会議において特筆される仕組みとして「一括受諾方式」が用いられたことが挙げられる。

一括受諾方式とは「すべてが合意されない限り何事も合意されない(Nothing is agreed until everything is agreed)」の原理に基づき、本会合において採択されるすべての協定を不可分一体のものとして交渉を全てパッケージ化するものである。<sup>1</sup>この原理の採用によって本会議の交渉におけるコンセンサス採択の重みが他の会議と比較しても増し、デリにはより繊細な国益設定や戦略策定が求められることになった。

## 2. 会議の経過について

### インフォーマル

本会議の特徴として先進国/発展途上国の間の二項対立があり、インフォーマルにおいてもその二項対立を主軸に議論の攻防が続いた。

内容も内容で非常に難解だったこともあってか、両陣営間でのインフォーマルでの対話に齟齬が生じているところも見られ、終始相手陣営への反駁に終わってしまうところもあり、インフォーマルの議論をうまくコーカスに繋ぐことが難しかったように思われた。

### コーカス

史実やフロント想定ではアメリカ/EU 諸国+日本/発展途上国に別れるというものであったが、本会議においてはアメリカや他の先進国が着実に交渉を進めることに成功し、アメリカは議場における孤立化を回避して他の先進国はアメリカを交渉に引き込むことで着実に議場の趨勢を掴んでいった。また、その後も先進諸国による発展途上国の分断も功を奏し、

---

<sup>1</sup> 荒木一郎(2011)「多角的貿易体制は維持できるか WTO の現状と課題」『国際問題』

比較的先進国優位の交渉が進められていたものの、発展途上国側も自らの死活的国益を追求して一進一退の攻防が続いた。

#### 会議の結末

単一の決議案が提出されたものの、先進国/途上国間の対立は解消しきれず、コンセンサスブロックによって最終的には決議は採択されなかった。

### 3. 会議総括・課題

今年度の国立研究会の会議がコーカスを重視したものが多かったため、今回の会議はタイムテーブルのレベルから比較的インフォーマルに比重を置く会議設計にして新メンから神メンまでのすべてのデリにとって学びがあるような願いを込めて会議設計を行なった。

知的財産権という馴染みがないテーマで会議が非常に難解だったことや会議設計の詰め甘さなどもあり、インフォーマルとコーカスの使い方に難航していたようなデリも見られたが、各人が各々の国益を持ちながらコンセンサスを目指していくなかで新たな気づきを得たデリも少なくなかったように感じる。

模擬国連において長らく課題であると認識されているインフォーマルとコーカスのリンケージの問題に関して、本会議がデリの皆さんに改めて考えてもらう機会になれば幸いである。

# 早稲田研究会秋会議『ルワンダ情勢』

会議監督：古田周介

## 1. 会議概要・目的

今回扱った議題は、1994年4月21日に行われた、「ルワンダ情勢」に関する安全保障理事会第3368回会合である。ルワンダ国内のフツ族とツチ族による内戦並びに、フツ族政府によるツチ族へのジェノサイドが1994年4月の初めに始まった。これに対して、前年からルワンダに派遣されていた国連平和維持部隊（PKO）の勢力、マンデートの議論が行われた。PKOのみならず、多国籍軍やOAU部隊の派遣も交渉が行われた。

議論の基本的な軸は、2つであった。まずはルワンダで起こっている人道危機・内戦を国連憲章7章下の事態と認定するかどうか。そして、1個目の軸を前提として、PKO部隊の勢力拡大・縮小・撤退と、マンデートの拡大（7章）・維持（6章）であった。これらに付随して、ジェノサイドの存在やルワンダ政府への責任追及なども行われた・

主なグルーピングは、PKO 増強に積極的な国々、消極的な国々、そして中間に位置する国々の3つに分かれた・

### PKO 消極派

- ・ 常任理事国：アメリカ、イギリス、中国、ロシア
- ・ ラ米：ブラジル
- ・ NAM：オマーン
- ・ オブザーバー：ベルギー

### PKO 積極派

- ・ 常任理事国：フランス
- ・ NAM：ジブチ、ナイジェリア、パキスタン、ルワンダ
- ・ non-NAM：ニュージーランド、チェコ
- ・ オブザーバー：カナダ、ガーナ

### 中間派

- ・ ラ米：アルゼンチン
- ・ non-NAM：スペイン

アメリカやイギリスは、前年のソマリアでの PKO 部隊の失敗、中国とロシアは内政不干渉の問題から増強に特に消極的だった。ブラジルも内政不干渉の問題があった。ベルギーは

ルワンダで自国の兵士が殺害されている。フランスは P5 の一員であるものの、ルワンダ政府・フツの側とつながりがあり、フランスとルワンダはジェノサイド阻止ではなくツチ族の進軍を食い止めるために、増強に積極的だった。アフリカの国が多い NAM や、人権意識の強いチェコやニュージーランド、PKO に人員を派遣していたカナダやガーナも積極的だった。ブラジルと同様にラ米であるアルゼンチンだが、この時は例外的に PKO に積極的だった。スペインは西側との外交益が関わっていた。

模擬国連的な話に戻すと、この秋会議の目的は、デリのみんなに楽しんでもらうことだった。今回の会議は、新メンと旧メンの参加者がほとんどだった。新メンにとっては、新歓が終わり、前期会議、関西大会と大きな会議を経験していく段階にあった。そんな中で、新歓期のアクティビティのような純粋な楽しさから離れてしまっている人も多かったと思う。旧メンも然りである。模擬国連は、競技ではありつつも、純粋に楽しむものだと思うから、デリが楽しめるような会議にすることを、2024 年早稲田秋会議の目的とした。

## 2. 会議の経過・成果文書について

事前会合や事前交渉は設置せず、論点案もフロントから提示した。インフォーマルの論点案は以下のとおりである。

大論点 1 「ルワンダにおける情勢は 7 章下の事態か」

大論点 2 「安保理の今後取るべき対応」

インフォーマルでは、積極派はジブチ・ナイジェリア・フランスが、消極派はベルギー、イギリスが議論を引っ張る形となった。インフォーマルでの議論を通じて、国連の報告書や過去の 7 章決議を効果的に持ち出していた積極派がやや有利な展開で、基本的に進行した。しかしながら、両論点とも TT 案で予定されていた懸念・反論フェーズまで行かず、質問・回答までしか終了しなかった。このため、積極派はここでの決め手に欠けてしまった。こうした状況で、コーカスに突入する。

コーカスの序盤では、グルーピング通り 3 つのところで調整が行われた。消極派では UK 案への擦り合わせ、積極派ではジブチが取り仕切りその案への擦り合わせ。積極派ではこの時点で、最終的な帰結として PKO ではなく多国籍軍もしくは OAU 授権の方向へ舵を切る可能性が検討されていた。米英の拒否権阻止のためである。中間派は両陣営への働きかけを行っていた。

中盤から終盤にかけては、積極派と消極派の交渉がメインであった。積極派は OAU 授権で妥協を探っていたが、イギリスが最後まで折れずに頓挫し、7 章下の措置を諦めた。その後も、消極派の主張に押し切られる形で決議案の作成が進み、チェコ・ジブチ・ナイジェリ

ア・パキスタンの DR が提出され、採択された。

内容としては、マンデートに関する規定は全く入らず、ただ各国が任意で部隊を撤退させることができることを明記したのみであった。

しかし、そもそも PKO 拠出各国は任意で撤退させることができる。また、インフォーマルですべての国が既存のマンデートでは対応不可能な事態と認めていたにもかかわらずマンデート規定が全くなかった。このように、積極派、中間派、消極派のどの陣営にとってもプラスにはならない内容となってしまった。

The Security Council, (安全保障理事会は、)

アルーシャ和平協定へのコミットメントを再確認してすべての当事者にその完全実施を促した 1994 年 4 月 7 日の声明 (S/PRST/1994/16) をまた想起し (Recalling also)、  
1994 年 4 月 20 日付の事務総長報告 (S/1994/470) を考慮し (Having considered)、  
アルーシャ和平協定がルワンダの和平プロセスの中心であることを強調する (Stressing)、

締約国がアルーシャ和平協定の条項、特に停戦に関する条項を完全に履行していないことに深い遺憾の意を表明し (Expressing deep regret)、

ルワンダとブルンジの故大統領が平和的手段及び地域指導者らと協力して自国の問題を解決するために行った取り組みを認識し (Recognizing)、

1994 年 4 月 6 日にルワンダ及びブルンジの両大統領が死亡した悲劇的な事件に衝撃を受け (Shocked)、

UNAMIR 及びその他の国際連合職員並びに和平プロセスの実施及び人道的救済の配布を支援する非政府組織の職員の安全及び治安に深い懸念を表明し (Expressing its deep concern)、

1. UNAMIR 及びその他の国連職員に対する攻撃により、UNAMIR 職員数名が死亡し、負傷したことを強く非難し (Strongly condemns)、すべての関係者に対して、これらの暴力行為に終止符を打ち、国際人道法を完全に尊重することを要求する (Calls upon) ;

2. ルワンダ政府軍とルワンダ愛国戦線との敵対行為の即時停止と、ルワンダを包囲している心ない暴力と殺戮の停止を要求する (Demands) ;

3. ルワンダの現状を鑑み、各国裁量にて UNAMIR を撤退させ、撤退までの期間は支配下の地域で民間人の安全を確保する措置を取るよう政府軍と RPF に交渉を行うことを決定する (Decides);

4. ルワンダ紛争の解決にはアルーシャ和平合意の完全な履行が極めて重要であることを再確認し (Reiterates)、

5. アルーシャ和平協定がルワンダ紛争解決のための実行可能な枠組みであり、同

国の平和、国民統合及び和解の基礎となることを再確認し (Reaffirms)、当事者に対し、この協定に対する約束を新たにすることを求める (calls on) ;

6. 事務総長に対して、国連憲章第 34 条に基づくルワンダ情勢の調査を要求する (Calls upon);

7. 国連事務総長およびアフリカ連合に停戦交渉の仲介を行うように要請する

8. この問題を積極的に把握し続けることを決定する (Decides)。

### 3. 会議総括・課題

会議全体として、悪くはなかったと思う。それなりに質のいい議論や交渉が行われた。また、この会議の目的であった、デリに楽しんでもらうことも達成できたと思う。しかし課題としてリサーチの問題があった。今回の会議本番では、いくつか PKO や 7 章マンデート、7 章認定の議論の際に、間違っただけの下で議論が進んでいることがあった。それによって議論をより深めることができずにいた。これについては、リサーチ段階でのメンターや勉強会でフロントがもっと手助けをするべきだったし、そのような事項についてもっと周知をするべきだったと考えている。

しかしながら、そのような課題がありつつも、結果的に早稲田研究会秋会議を成功させることができた。参加していただいたデリの方々、2023 年五研新のルワンダ情勢のフロントやデリの方々、そしてフロントとして一緒に頑張ってくれた同期たちに感謝します！ありがとうございました！

# 北陸支部秋会議『平和のための結集』

会議監督：伊藤翼

## 1. 会議概要・目的

今会議では「Rebuild for Yourself」というコンセプトを設定し、新メン向けと旧メン以上向けに2つの意を込めた。まず新メンに向けては、新歓期から前期会議、そして関西大会や九州SSを経てある程度形作った模擬国連の「進め方」を自分で試してみる機会として、そして今後どのように変化・発展させていくかを考えてもらうきっかけとして秋会議を活用してほしいという思いを込めた。旧メン以上に関しては、自分自身の模擬国連の進め方を見直すきっかけとし、全日をはじめとした今後の会議への試金石として秋会議を活用してほしいという思いを込めた。

会議設計については支部内及びフロントの事情により何度か変遷を遂げたものの、最終的には「平和のための結集」の根幹である総会の強化・緊急特別総会の設立に議論の主軸を置き、論点TT案もデリに考えてもらうことで「自分で挑戦すること」を各デリには意識してもらった。

「平和のための結集」は、冷戦初期である1950年から始まった朝鮮戦争を直接的なきっかけとし、安保理の機能不全をソ連による拒否権濫用だとして問題視した西側陣営のアメリカ、イギリス、フランスをはじめとした国々によって提唱されたものである。安保理が機能不全に陥った場合、安保理理事国のうち7か国以上あるいは国連加盟国の過半数以上の要請があった際に、総会が緊急特別会期を招集し議論を行う規定が根幹となる部分であるが、他にも安保理の平和維持活動の強化や常任理事国の拒否権行使を避けるための手段の検討などが史実決議には盛り込まれた。

## 2. 会議の経過・成果文書について

先に述べた通り、今会議では論点TT案をデリに作成してもらい、前日夜に全デリへ提出された論点TT案を開示、当日朝にロビイングにて論点TT案の交渉を行うという形式を採用した。論点TT案は米英ソの3か国から提示されたが、どの案も論点ベースで作成が行われていた。米は前提条件に関する議論や国連総会にフォーカスをおいた論点設計をしており、英は米と基本的には似通っていたが拒否権の今後の在り方についての論点を組み入れていた。一方、ソ連は国連の目的や原則といった議論から段階的に安保理や総会の権能双方の関係性を議論していくというような論点設計を行っていた。結果としては、米英ソ3か国による論点TT案のコンバインが行われたものの、ソ連が第三世界の意向を取り入れるよう

な姿勢を見せたこともあり、実質ソ連案をベースとした論点 TT 案が採択された。採択された論点 TT 案による論点は以下の通りである。

- 論点 1 国際連合の目的および原則・過去の活動
- 論点 2 安全保障理事会の役割および権能・過去の活動
- 論点 3 総会の役割および権能・過去の活動  
(ただし、国際の平和および安全の維持に関係するものに限る)
- 論点 4 安全保障理事会および総会の関係性
- 論点 5 平和のための統一行動 (United Action for Peace)
- 論点 6 その他

以上の論点に従って、議論が行われたがソ連案ベースの論点 TT 案ということもあり、終始ソ連のペースで議論が進行していた。西側の国々が今後の方針を議論している間にソ連は中小国を取り込みにかかる形で議論を進めようとしていた。この論点の場合、ソ連は憲章の守護者という立場をとることで、「憲章を拡大解釈する西側 vs 憲章の守護者たるソ連」という構図を作り出せていたことが非常に大きい。また、合意提案を巧みに利用して徐々に合意を積み上げていくことにより、西側の解釈の余地を少しずつ減らしていくソ連の戦略に西側がハマっていったというものもあるだろう。そんな西側陣営ではあったが、UK やカナダはソ連の戦略の抗おうとした意思は合意提案フェーズの際に見ることができた。

一方、中小国はソ連の影響を大いに受けてはいたが、議論においてはユーゴスラヴィアをはじめとしてソ連の姿勢に懐疑的な目を向ける国も一定数存在していた。

コーカス移行後はソ連が中小国の完全な取り込みにかかる一方で、西側の国々は今後の陣営方針で長時間議論をしていたため、中小国が主導となって DR が作成された。ソ連は主導的な役割は担っていなかったものの要所でソ連の要求する文言を挿入することに成功していた。最終的には、コンセンサスでの採択がソ連を中心に目指されたことで西側陣営との交渉が持たれたものの、西側陣営にとって意味のある文言が追加されるようなことはなく、DR はコンセンサスで採択された。

成果文書は、ソ連の意図が大きく反映されたものとなった。「安保理が膨大な裁量を有することを確認」、「安保理が機能不全に陥った際は、常任理事国が協議を行う必要性を確認するとともに、常任理事国以外の国連加盟国の利益が損なわれないように努力」といった文言が挿入されるとともに、第一委員会での合意内容が DR にも反映された。

### 3. 会議総括・課題



支部内では年度初の冷戦期を題材にした会議であったが、新メンを中心に会議コンセプトで掲げたように自らのスタイルを実践していこうとする姿勢が見られたのは非常に良かった。一方で、会議の過程や帰結としてはフロント及びデリ全体として想定しないものになったことは否めない。会議設計としてモデ中の裏交渉を禁止していたこともあり、西側がとれる打開策の幅をかなり狭めてしまったのは会議設計におけるミスである。ただ、デリ準備不足も散見されたためフロント・デリの双方に課題が見られたと言えよう。デリだけでなく、私を含めたにフロントにとっても「Rebuild」するべき事項が多く見られた会議であった。このような会議ではあったが、参加していただいた皆さんが自分にとって新たに得られたものがあれば幸いである。

# 京都研究会後期会議『ウィーン会議』

会議監督：田形萌々花

## 1. 会議概要・目的

### 会議概要

当会議では 1814 年から 1815 年にかけて開催されたウィーン会議を模擬しました。ウィーン会議はフランス革命からナポレオン戦争にかけて崩壊したヨーロッパの秩序を回復させる目的で開催され、ここで誕生した保守反動体制は「ウィーン体制」と呼ばれその後の世界に大きな影響を与えることとなります。

ウィーン会議は列強を中心としてその後の新しい国際秩序を構築する、まさに時代の頂上会談とも言えるものでした。しかし実際には一部の大国は領土獲得欲を隠そうとせず、各国の利害は対立し無意味な会議が延々と繰り返され、「会議は踊る」とも揶揄されたのです。

本会議では、史実でも特に議論が紛糾した領土問題に加え、秩序構築法、フランスの処遇、河川航行、奴隷貿易、そしてドイツ問題という六つの論点を設定しました。特にドイツ問題については「ドイツ連邦規約を作る」という他の論点は異なった性質を持っており、またインセンティブを持つ国に限られることから別議場を設けて取り扱いました。また史実のウィーン会議が 1815 年 3 月のナポレオンエルバ島脱出の報を受けて「会議は踊る」状態から脱し成果文書が取りまとめられた経緯を加味し、本会議には若干のクライシス要素も取り入れました。デリはタームごとにコマンドを打ち込むことが出来るようにし、フロントアクターとしてナポレオンを設定することで会議に緊張感を与え、同時に成果文書を取りまとめるインセンティブを全デリに与えようという意図です。

### 論点概要

論点としてフロントから提示したものは 6 つ、そのうち本議場で扱ったものは領土問題、奴隷貿易、国際河川、秩序構築、フランスの処遇の 5 つでした。ドイツ諸邦らの問題に関してはドイツ問題検討委員会を先述の通り別議場で設けました。

まずは領土問題ですが、これはザクセン・ポーランド問題を特に重要な議題として、主に領土獲得の野心を燃やすロシア、プロイセンとヨーロッパの「勢力均衡」を謳うイギリス・オーストリアの対立が軸となるものでした。そこにフランス革命からナポレオン戦争の一連の流れで権威を失墜させたフランスや、他の中小国たちの利害が絡むため、多くの国にとってウィーン会議における最も重要な論点とも言えたでしょう。本会議ではデリのやりたいことを尊重し各々のロマンを追及してもらうため、「ヨーロッパの領土をいかに再分配するか」という広い論点として設定しました。

また史実のウィーン会議最終議定書は 121 条及び附属書 17 からなる大部の文書でしたが、その中では一種の国際立法の努力も行われていました。本会議ではその中でも「奴隷貿易」と「国際河川」を論点として採用しています。奴隷貿易に関しては史実で「奴隷貿易廃止に関する列国宣言」が、国際河川に関しては「国際河川の自由航行についての規則」がそれぞれ規定されました。

その他の論点としては「秩序構築法」と「フランスの処遇」の二つを論点として設定しました。秩序構築法で想定したのは主に神聖同盟などの君主同盟です。これらは主に史実のウィーン会議後に出たものではありませんが、「ヨーロッパの秩序を再編する」という会議の性質上会議中に話し合う可能性のあるものとして論点に採用しています。「フランスの処遇」に関してはウィーン会議以前の第一次パリ条約で規定された敗戦国フランスへの処遇が果たして適切であったのか、領土問題や美術品の返還問題といった観点からの議論を想定しました。

最後にドイツ問題ですが、これは神聖ローマが衰退したゲルマンの地域をどのようにまとめるかが肝となりました。諸邦をなんらかの形でまとめるということについては合意が既にあったものの具体的な形式は定まっておらず、今会議では各諸邦の権限の優劣や必要とされる組織など、広い議論が想定されていました。デリの幅広いニーズに答えようという意図の下、オールコーカス形式の本議場に比べるとかなり標準的な会議設計だったのではないかと思います。こちらの議場に関しては副会議監督の久保君が会議設計においても多大な貢献をしてくれたので詳細は後に彼の筆で語ってまいります。本議場との違いとしては草案ベースでインフォーマルを想定したこと、また採択要件が出席国の 3 分の 2 としたことなどが挙げられると思います。

## 2. 本議場総括

### 2-1. 目的

本会議は「Histoire」というコンセプトの下、後期会議が神メンまで含めた研究会として一年の集大成的な性質を持つこと、また全日という大舞台の準備期としても位置づけられることを鑑み、出来るだけデリが柔軟に、そして自由に会議行動を編み上げることが目的としていました。ウィーン会議という、誰もが知る歴史の転換点を題材とすることで、単なる知識としての歴史学習ではなく、模擬国連ならではの「ロマン」を体感してほしいという思いが、議題選定の背景にあります。

模擬国連では、過去の世界秩序の再構築や歴史の流れを追体験し、自分たちの手で新たな決定を下すことができます。模擬国連のロマンとは単なる議論や成果物だけではなく、歴史的・国際的な文脈の中で自分自身を投影し、未来や理想に思いを馳せることから生まれるものではないでしょうか。もちろんこれはあくまで私の考え、私の思う模擬国連の楽しさに過ぎません。しかし、今回の歴史会議という特殊な設定の中では、参加者の皆さんがいつも以

上に自由な戦略策定を行い、自分なりの楽しさを追求できる機会になるのではないかと考えました。

普段と違う枠組みの中で新たな模擬の戦術を試すもよし、ただ純粹に歴史の if を追及するもよし、既に確立した自分の模擬のスタイルの幅を広げるもよし、個人個人が「やりたいこと」を設定しそれに貪欲になれることを本会議は目標に設定しました。

また本会議は新メンも参加する研究会議であることを鑑み、クライシス形式といえど非常にその要素の薄い、簡略化された形式を採用しました。打つコマンドで議論を進めるといよりは、あくまで面と向かっての交渉を重視してほしいという意図からです。

## 2-2. 会議の経過・成果文書について

論点はフロントから提示する形とし、事前会合は設けず当日議論してもらいました。本議場はオールコーカスとし、タームごとに区切りながら議論・交渉が進められました。

議場で大きく関心を集めたのはやはり領土問題でした。フロントとしては史実通りザクセン・ポーランド問題が一番大きな争点になると予想していましたが、ザクセンに関してはプロイセンが早い段階で英仏と密約を交わしたことでドレスデンやライプツィヒを含むザクセンの大部分がプロイセンに譲渡されることが決まりました。

一日目の大きな動きはオーストリアのイタリア連邦構想です。オーストリアの提唱したイタリア連邦構想に両シチリアと教皇領以外が賛同しイタリア連邦が一時成立したものの、勢力均衡を乱しているという批判からオーストリア以外の四大国の猛反発を食らうこととなりました。ここでオーストリアが領土的野心を見せたことで大国間のバランスが変化し、敗戦国フランスも議論に参加する俎上が形成されたと言えます。ポーランド問題はロシアと英仏が対立し、膠着状態が続いていました。しかし先述のオーストリアによるイタリア連邦成立とそれに対する反発の大きさから、オーストリアがイタリア連邦の責任をとる形で譲歩し、結果としてロシアが多くの領土を獲得しました。

プロイセンとフランスの国境に位置し、将来プロイセンの工業発展の鍵ともなるラインラントの領土問題も、会議二日間にわたって議論された重要な問題でした。一日目にはフランス主導でラインラント中立案が持ち込まれるも、五大国ではプロイセンのみが強硬に反対し徐々に残り四カ国のまとまりも切り崩されていく結果となりました。二日目以降はドイツ諸邦も議論に参入しヴェルテンベルク発案の南ドイツ連邦所有案なども一時議場で存在感を示したものの、クライシスの進行によってナポレオンがエルバ島から脱出したこと、最後まで対プロイセンで強固にまとまった陣営が作れなかったことでプロイセンのラインラント領有が決定的なものとなりました。

フロントの予想を超えて良かった動きとして、中小国の活躍が挙げられます。領土問題では、オリベンサ町というスペイン・ポルトガルの歴史的な係争地を巡り大国を巻き込んだ交渉が繰り広げられました。永世中立の承認を狙うスイス、美術品の返還と権威の再確立を求める教皇領など、大国の圧に屈することなく粘り強く交渉を続ける中小国の姿が印象的でした。また最終的にその他大国によって妨害されたものの、一時オランダがプロイセンとの連合するという一幕も見られました。

奴隷貿易、国際河川の問題は会議全体を通して副次的なものとして扱われていたように思います。奴隷貿易に関してその成果文書で直接的な廃止の日時などには言及されなかったものの、「非人道的な行為である奴隷貿易の早急な廃止を要請する」の文言が入ったこと、また奴隷貿易調査委員会という史実にはなかった組織の設立が合意されたことは特筆するに値するかと思います。この奴隷貿易調査委員会の具体的な内容については何も触れられていないため、今後も奴隷貿易に関する議論が進められて行く事が予想されるでしょう。

フランスの処遇に関しては「いつ話すか」が重要な問題となっていました。これはナポレオンのエルバ島脱出という史実の展開がどのデリの念頭にもあったからだと考えられます。結果として十分な議論時間を設けることが出来ず、「フランスの処遇に関しては、1814年に行われた第1回パリ講和条約での決定を考慮し、ナポレオン退位後に五大国が継続協議をすることとする」の文言が挿入されました。この文言のみを見れば第1回パリ講和条約の決定が「考慮」されるに留まり今後の協議において変更される余地を残しているといえますが、史実をなぞるならこの後のワーテルローの戦いと第2回パリ講和条約によってこの文言は無意味化するかと思われれます。

秩序構築の論点ではロシアの主導によって神聖同盟が史実より早く結ばれることとなりました。この点で今会議では史実通りの保守反動的なウィーン体制が確立されたと見えますが、史実とは微妙に大国間の力関係が異なっているため、メッテルニヒが影響力を発揮できずウィーン体制は1848年まで持ち堪えることが出来ない可能性もあります。

会議全体を通して、プロイセンの圧倒的な存在感というのが印象的でした。史実よりもより強化されたプロイセンは1871年を待たずしてドイツを統一することが可能になるでしょう。ドイツ連邦規約の内容（後述）や会議終盤でのヴェルテンブルクによる対プロイセンの懸念やリークは、ドイツ諸邦がまとまりを欠いていることを如実に示しています。

なにはともかく、正統主義に基づいた保守反動的なウィーン体制は無事確立されました。大国間のバランスの変化はウィーン体制の存続に危険な要素ですが、一方で露普を警戒した英仏墺による同盟が今後維持される可能性もあります。フロントとしては露普対英仏墺

という構図での勢力均衡が維持されていくのではないかと考えています。

### 2-3. 会議総括・課題

普段の模擬国連とは大きく異なった、非常に特異性の強い会議だったにも関わらず新メンを含む多くのデリが思い思いの戦略を策定し当日実行していたことは会議監督として嬉しい限りでした。しかし一方で必要とされる知識の種類や、特殊な会議形式に戸惑いやる気に見合った十分な会議準備が出来なかったデリもいたことは、大変申し訳なく思います。フロント間でより幅広い議論を想定し、会議準備段階でデリにある程度道筋を示すべきだったというのが反省の一つです。

今会議では私の強いこだわりで「ウィーン会議」という中々模擬国連史上例を見ない会議を行わせて頂きましたが、果たしてこれが良い選択だったのかは私の中でも疑問です。この点については、参加者の皆さんそれぞれの評価に委ねたいと思います。

今会議を通して私は私なりに模擬国連の面白さ、またはその一側面を提供してきたつもりです。それを参加者の皆さんがどう受け止め、どう今後に生かすのか、それももう私の預かり知らぬところとなるでしょう。

最後になりましたが、この会議に関わってくださった皆さん、特に約1年間共に会議を作り上げてくれたフロントのみんなに感謝を。この会議が皆さんにとって、なにかしら意味のあるものとなっていれば幸いです。

## 3. ドイツ議場総括

(執筆：副会議監督 久保裕貴)

### 3-1. 目的

全日本大会前の最後の研究会会議である後期会議であることを念頭に入れ、標準的な会議設計にすることで、特殊な会議設計である本議場と差別化を図り、全日に向けて最適なアウトプットの場を提供しようとした。戦略面を重視した会議設計ながらも DR を意識したインフォーマルと最後まで白熱したコーカスを実現できたのは大きな収穫だった。

### 3-2. 会議の経過・成果文書について

#### ・会議の経過

事前にフロントからは論点 TT 案を提示し、デリからは論点に対応した条項に関する草案を提出してもらった。草案ベースのインフォーマルにすることで利点である文言交渉を見据えた議論ができており、インフォーマルの議論がコーカスで効果的に活用されていたことはとてもよかった。

会議の経過として終始、プロイセン、オーストリアといった大国がハノーヴァーやルクセンブルクといった中規模領邦を取り込んだグルーピングを形成し、数的有利をとっていた。しかしながら、バイエルンはヴェルテンベルクもバーデンやザクセンといった小規模領邦とグルーピングを形成し3分の1以上の票数を確保し、強行採決を防ぐことができていた。

・成果文書について

本会議の大きな争点として、同盟の連帯と各領邦の主権のバランスという対立と各国の同盟内の利権という対立の二つが存在していた。前者の対立が根深く合意可能領域が少なかつたことに気づいた国が後者の対立で対極の国におおきく利権を与えたことで合意し、3分の2以上の票数を確保し強行採決に至った。結果として成果文書は史実よりも同盟の機能が強化され、大国や大規模領邦が大きな利権を得るものになった。

3-3. 会議総括・課題

反省として、議論可能範囲を広げすぎてしまったことがあげられる。これにより、出席国以外の国の権益が大きく失われることになり、史実では不可能な合意が実現されてしまった。デリのアイデアをフロントが想定できなかったことは反省すべき点である。しかし、インフォーマル、コーカスともに本議場に負けないうらい白熱した議論、交渉を展開できていたことはとてもよかった。また、戦略重視の会議準備をしてもらったことで新メンにも戦略を構築する経験をしてもらうことができた。今後の会議でも今会議の経験を活かしてもらえるとフロントとして大変幸せだ。

# 早稲田研究会後期会議『全欧安全保障協力会議（CSCE）』

会議監督：内田紘輔

## 1. 会議概要・目的

### 会議概要

本会議は、1975年で行われた全欧安全保障協力会議(以後、CSCE)を模擬したものである。筆者の拙文の理解を助けるべく、簡単に議題を説明しておきたい。本会議は、欧州の安全保障全般を議題としており、参加国はアルバニアを除く欧州全か国とアメリカ、カナダ、である。冷戦下の1972年に準備会合が始まり、足掛け4年を経て合意に至った文書である。その内容は国家間の関係を規律する原則をはじめ、軍備管理という安全保障の問題に加え、人の移動の自由や情報通信といった具体的な問題、及び人権一般の議論に及んだ。西側陣営の社会主義イデオロギーの承認を目指したソ連によって主唱され、緊張緩和=デタントの機運に推された西側の参加を得た。史実は終始西側による攻勢によってソ連は妥協を余儀なくされ、極めて西寄りの合意が生まれた。この成果文書は法的拘束力はなく、新冷戦の到来を防ぐことはできなかったが、その後のフォローアップ会議は東西間の貴重な対話の場となっただけでなく、1990年のいわゆる東欧革命の思想的基礎をなした。

### 議題選定の経緯と目的

本稿ではまず議題選定の経緯と目的を記した上で、本会議の具体的な記録に移る。本会議は、早稲田研究会運営代を締めくくる会議としての研究会としての要請を踏まえたものとする必要があった（これは研究統括を兼務する私にとって自縄自縛であった）。研究会後期会議としての要請は大きく分けて二点であった。一点目は、対立構造が単純すぎず、また議題として深掘りがいのあるものである一方で、議題理解が難解過ぎないことである。これはある種理想論であって、深掘りがいのない議題も、難解でない議題も存在しないわけだが、特に特殊な法体系や地域機構のレジーム論、ないし現代国際法以前の会議など、応用の効かない知識を要する議題は避けるべきである。

その点、CSCEは安全保障と人権という2つの軸の中で、安全保障においては内政不干涉や領土保全、人権においては基本的人権という概念そのものの理解を問う意味で、今後の模擬国連経験に生きる知識を多く含んだ会議であった。しかし一方で、新メンの多くはこれらの原則的理解を一から求められることとなり、必ずしも議題理解の容易さという要請に即したものではなかったかもしれない。また、2日間ないし事前会合を含め2.5日程度という時間的制約は十分に勘案されなければならなかった。ただ、CSCEは扱う争点の数や対立構造が膨大であって、この勘案が不十分であったことは否めない。



二点目の要請は、議論の機会の創出であった。早稲田研究会では、一年通して議論議論が行われた会議はなく、全てフロントによる議論設計の下で行われた。何もこの傾向は同研究会のみにみられるものではなく、大学模擬国連が全体的に議論議論を忌避しつつあることは、多くの共感をいただけるのではないか。この傾向に対して肯定することも否定することも無いが、背景として特に新旧メンが議論議論の意味を十分に感じられていないという筆者の感触があった。すなわち、議論議論が本議論の対立を保存したより苛烈な対立に煽られたまま、空中分解するか、粗雑な政治的妥協を見、結局何のために議論議論したのかわからない、という素朴な感想に至るケースが多いように思う。この感想は新メンに多いが、一方旧メン以降でも、議論議論であまりに敵対陣営を利する結果にならないければ自国は問題ないことから、わざわざ議論議論を行う意義が感じられないとする向きもある。また、設計者としても、いかなる議論設計になるか事前に読めないことから、自らが実現したい議論構造を確実に実現するという考え方もあろう。

研究会として特に新メンに議論議論を経験させるという要請に基づき、私は議論議論を行うならばそれが出来る限りそれが国益に直結する死活的なものとしたかった。確かに論点や対立構造が明白な場合、議論議論するまでもない場合は往々にして存在すると思われる。その中で、議論議論という過程が国益達成において不可避であるという会議設計によって、戦略の中に議論議論を取り込み、今後議論議論に参加する、ないし会議設計する上で「議論構造を一から作る」という発想を創出したかった。議論議論の機会とは、単に議論議論を行うのみならず、その必要性を感覚的にでも理解する機会であるべきであると考えた。CSCE では史実の議論議論が 200 日ほどかけられており、議論内容の選択と話し合われ方が、最も大きな対立となったとあっていい。筆者はこの点に惹かれて議題選定したものの、模擬国連に落とし込む中でその多くを捨象せざるを得なかった。しかし、後述する会議設計を通じて議論議論の死活性を創り出すことは一定程度成功したのではないか。

### 個人的な問題意識

以上の経緯で CSCE を議題候補として選出するに至った。ただ、これに加えてディレク個人の目的意識は大きく 2 つあった。それは議題選定の理由であり、かつその後の設計思想に影響を与えたため、少し丁寧に述べさせていただくが、ある種「自分語り」に近いものである。会議の記録を参照されたい方は、読み飛ばしていただければと思う。

まず、第一に交渉というプロセスの価値である。本来主権国家は自国益の最大化を目指すことから、本来国家間の協調や妥協を経る合意はその主目的と矛盾しない範囲でしか起こりえない。ただ、模擬国連に落とし込んだ際、この合意形成というプロセスが軽視され、対立→合意という断片的なプロセスに陥りがちである。このある種の錯誤は、デリの側が合意に際して十分な評価を加えることができない場合と、対立自体が死活的なものでなく合意が演出されているという場合に大別できよう。前者をここで深く検討することはしない。議

題選定プロセスで考えるべきは後者である。

一部の国に死活益がない場合はまだしも、議題自体各国の死活的な利益を生み出さぬような性質の場合、それを模擬して合意を生み出すことは空虚な営為となりかねない。これを踏まえて私は、対立構造の根深さと合意インセンティブの双方の絶対値が大きい中で、そのギャップを埋める「交渉」に力点を置きたいと考えた。言い換えれば、対立や会議成果の性質が、単に合意を工夫するのみならず、そこへ向けた過程たる交渉抜きに実現できない、もしくは容易に自国益を失ってしまうような会議が望ましいと考えたのである。

本会議に通底する東西対立は、止揚できるような性質のものではなく価値観そのものの対立である。価値観は主権国家を形成せしめる共感や「想像」の核であるが、一方でこの価値観を巡る根本的な相違が色濃く存在したのが東西冷戦である。その合意形成は単純に類型化できるものではなく、対立を止揚するアイデアや文言上の工夫といった合意そのものの工夫は勿論、それだけでない交渉による合意イメージの優位性を作らなければ、本来自国が合意できる成果文書には出来ないと考え、本議題を選んだ。実際、後述する通り、本質的な合意部分において濃密な交渉が行われ、小手先の合意形成を回避できた一方、そもそものアジェンダセッティングの段階で優位性がはっきりしており、必ずしもこの目的が果たされたかといえそうではない。

ここまで国際政治を模擬することを言外に前提として扱ってきたが、必ずしも国際政治という文脈を模擬国連に落とし込む必要がないという考え方も否定しえない。なぜなら模擬国連は本来教育プログラムでありまた交渉ゲームであって、国際政治の文脈を適用するのは烏滸がましいともいえる。学生が模擬できる範囲には当然限界がある。この模擬国連の限界性との戦いが2点目の目的意識であった。

まず模擬国連会議は長い場合でも4日間であり、多くは2~3日でしか開催されない。しかし、実際の外交交渉はそんな短期間で行われず、幾度もの会合を積み重ねてようやく合意に至ったり至らなかつたりするのである。それを数日で再現することはいくら何でも限界があり、当然一定の要素を捨象する必要がある。しかもたとえ争点を一つだけに絞ったとしてもその争点は長く続いた議論の果てにあるものであり、数日で解決できる問題ではない。過去の議論は模擬国連でも踏まえることはできる。しかし、その過去の議論に参加していたのは模擬する学生自身ではなく、報告書をはじめとした外部資料や議事録という公式討議の記録から推察することしかできない。このような時間や情報の問題は模擬国連が本質的に模擬の域を越え得ないことを示している。

この逃れられない模擬性から何を見出すかは、長年自分が向き合ってきた問いだが、個人的には理想主義に帰着するのではないかと考える。実際には不可能な合意、不可能な解決策によって、世界に存在する問題を検討する。こんな理想を抱いて模擬国連の新歓を訪れる方も多いのではないか。そして僕自身そういう理想の仮託という側面から、模擬国連の模擬性を肯定してきた。

ただ、「史実」の存在する「模擬」国連という、一見相矛盾した前提条件の中で何を設計すればよいかという問題は、僕が大学模擬国連を続けるうえで常に苛まれてきたアポリアであった。なぜなら、史実と異なる結末を生めば、それは理想の提案であると同時に、史実とのいかに異なるかをまざまざと理解することになる。いわば、理想の限界性を内在しているのである。この違和感に戸惑う声は、新歓を経て研究会員になる過程でしばしば聞かれる。だからこそ未来会議や架空会議という「仮定」に価値が生まれるし、実際他の複数の研究会の後期会議ではそのような設定の会議が行われた。

私は、まさに自縄自縛の結果、新メンが今後の会議に経験を活かすという意味で、あくまで史実のある会議にすることを決めた。未だこの難問の答えを出すことは叶わないが、自分なりの落としどころとして、現実の国際政治に通底するイメージを共有しつつも、模擬国連というゲームの中で完結しうる会議にすることを目指した。実際の外交交渉を出来る限り模擬国連に落とし込もうとすれば必ずや限界が表面化し、むしろ歪んだ交渉、合意を強いることになりかねない。一方で、「史実」を念頭に交渉を行う以上、それを完全に捨象しゲーム性だけに注目した会議とするのは、「史実模擬国連」の前提に立てば不適切であるように思う。

「国際政治に通底するイメージ」として僕が意識したのは、いわゆるパワーポリティクスである。「主権平等原則」という崇高な理想が掲げられているけれども、本来の国際政治において、アメリカやソ連と中小国が対等に交渉を行うことはもはや不可能である。安保理のように明白な形でなくとも、背景にしているパワーの総量、言い換えれば国際的な影響力の多寡によって取れる手段は大きく変わる。しかし、学生同士あまりこの国家間の不平等が明るみならず、中小国が有利になることは是非もないことだと思う。私は中小国は大国のことを聞かねば嘘だ、とか、大国であれば中小国を恫喝してもよい、とかそのようなことを考えているわけではない。むしろ、中小国と大国が平等でない、という状況を踏まえて、中小国がいかにしてその不平等を打破し、大国を丸め込めるか、ということ、を、模擬国連というフィールドの中で考えなければならぬように思う。

CSCEも例外なく小国は苦しい立場に置かれる会議である。しかし、コンセンサスのみを認める本会議の性格や欧州という地域性を踏まえれば、大国が中小国を完全に無視することは不可能であった。この大国 vs 中小国という対立軸は東西の対立軸とは別軸として存在し、いわゆる非同盟中立と言われる国々を含め、相当発言力のある会議であって、この点からも本議題を選定した。後述するが、会議ではこのパワーポリティクスの対立軸が、想像以上に強調されることとなる。

## 会議設計

本会議の概要は、本項冒頭で述べた通りであり、ここでは設計の概要を記録しておく。CSCEを研究会会議として実施するにあたり、最初にぶつかった壁は議論時間である。事前会合で議論議論を行うため、2日間しか実質議論の時間はない一方、前例となった2021年

の九州 SS では議論議論含め 4 日間で行われていた。当初は論点の削減による解決を目指したが、東側が攻勢をかける安全保障分野と西側が攻勢をかける人権分野の双方がなければディールが成立せず、片方を削ると一方の陣営を極端に利する結果となってしまうため、削れなかった。このため導入したのが 2 議場制である。会場予約の関係上 1 日目のみ 2 部屋会場を押さえ、パラレルで 2 つの会議を行うことで議論時間を確保しようとした。議論時間自体はこの措置で解決されることとなったが緊急的措置であり、特に会議監督たる筆者が片方の議場しか監督できないことは、極めて問題であった。本会議は優秀なフロント陣の支えにより何とか実現したものの、会議のガバナンス上望ましいものとは言えないだろう。

次いで直面した問題が会議設定の問題であった。史実の本会議は議論議論を行った準備会合を含めると 4 年もの月日をかけて行われている。この 4 年の間、いわゆる G7 諸国は、本会議に参加しない日本を含め全か国の首脳が交代している。そのため、会議時点を 1972 年にするか 1975 年にするかで、会議の趨勢を決め得る大国の外交政策が異なる可能性があるのだ。そのため、結果的には九州 SS の前例を踏襲する形で「別世界線」を創造し、史実会議の議論順と異なる会議状況を設定することで、混乱を回避しようとした。これは、模擬国連への落とし込みという設計思想に基づく判断であった。ただ、この決定により史実の議論議論を模擬することが難しくなったため、当初想定していた議論議論の意味づけという構想が暗礁に乗り上げた。

ただ、前述のとおり 2 議場制を取ったため、議論議論では、そもそもどの論点を度の議場で話すのか、という議論が主になった。これによって凶らずも議論議論が死活的なものとなり、議論議論を含めた戦略が喚起されたといえる。ただ言い換えればそこまで死活的な部分をデリにゆだねたことになり、後述する弊害を生むことにつながった。

また、争点の設定も非常に悩ましい問題であった。会議の成功を担保する意味で論点をフロントで設定し、議論順や話し方を決めてもらうことも考えたが、デリが取れる戦略の幅を狭めないことや当初の設計思想を踏まえ、争点のみ示し論点については完全にデリにゆだねる、「半オープンアジェンダ」ともいえる設定とした。参考に下にデリに示した議論可能範囲を示す。ただ、会議総括で述べるとおり、徒に自由度を高めた無責任かつ無策な判断であったと深く反省する次第である。

#### 資料：争点一覧

※正確には可変条文全体が争点である。以下は参考程度に、史実の準備会合で決まった合意事項を踏まえつつフロントとして設定した議論可能範囲、とご理解いただきたい。

#### ○第一バスケット

〈参加国の関係を律する諸原則〉のうち、

・第三原則 国境不可侵原則

特に、国境の平和的変更に関する規定

・第四原則 領土保全原則

特に、領土保全の基本的な規定、及び占領、武力による威嚇に関する規定

・第六原則 内政不干涉原則

特に、内政不干涉の基本的な規定、及び武力行使に紐づく行為に関する規定

・第七原則 人権及び基本的自由の尊重

特に、人権及び基本的自由の全体規定、及び「固有の尊厳」に由来する性質、思想・信条・宗教の自由、単独又は共同での人権享受、組織等への参加、他の国際人権章典との関係

・第八原則 人民の同権と自決権

特に、外的自決、内的自決それぞれの全体的な規定。

### ○第三バスケット

・前文 内政不干涉原則への言及に関する問題

〈1. 人的接触〉のうち

・前文 「相互に受諾可能な条件で」という規定に関する問題

〈2.情報〉のうち

・前文

・(a) 情報の流通、入手及び交換の改善 (iii) 映像・放送情報 のラジオ、衛星放送に関する問題

## 2. 会議の経過・成果文書について

### 事前交渉①

事前会合前、1.5日間 Discord を用いた事前交渉を許可した。最も結束が固かったのはソ連を盟主とするワルシャワ条約機構(WTO)陣営であった。ソ連によるイニシアティブの下、論点 TT 案の一本化が行われ、議論議論において一体となって行動する素地が形成されたといえる。ソ連の交渉力は言うまでもないが、衛星国の中でも穏健派のハンガリーが結束に資する調整役として機能していたことも見逃せない。特に特筆すべきはルーマニアとの関係である。このころのルーマニアは WTO とは一線を画す外交政策を採っていたが、事前交渉時点でソ連がルーマニアを WTO の合意に組み込むことに成功したことは、ソ連の交渉カードを増やす、戦略的価値の高い成果だったといえる。

一方、それに対抗する NATO は思うように足並みがそろわなかった。ジスカールデスタン政権初年度のフランスが、アメリカの影響力を削ぎ、EC の結束を高めるインセンティブを高く設定していたこともあり、欧米協調を目指す英国や米国の影響力を欲する西ドイツと激しく対立した。結果として NATO 全体の交渉は限られた時間しか行われず、西側内の

統一された案を事前会合前に用意することに失敗した。

同じことは調整役を担う中立諸国にも言える。CSCE レジームではこれを非同盟中立 (Non-aliance and Neutral: N+N) と呼ぶ。N+N グループは特に WTO や NATO といった同盟に属さないゆえに、互いに協力して集団となって参画する必要のある国々といえる。しかし一方で、論点によってその立場は大きく異なるため、N+N 内の調整は容易ではなかった。事前交渉では N+N 全体のコミュニケーションは維持されたが、一方で論点 TT の一本化には失敗した。とりわけ対立の調整にインセンティブを有するフィンランドやオーストリアは会議の進め方の方針が折り合わず協力関係は限定的となった一方、強い独自益を有するユーゴやスペインは WTO ながら立場を近しくするルーマニアを含めて一定の協調関係を創出した。

加えて特筆すべき事前交渉は米ソの二国間交渉である。米国は既述の通り NATO 内での議論を進めることができず、その代わりとして米ソの大国間合意の押し付けを狙い積極的にソ連に交渉を行った。史実会議でも米ソ交渉による合意は非常に大きな意味を持ったが、それは NATO 理事会等で綿密に足並みをそろえた結果であった。本会議ではむしろ NATO の合意形成が揺らぐ中に行われ、結果として米国は一方的にソ連に譲歩することとなった。ソ連は NATO 陣営の乱れを感知しており、それゆえ米国から巧みに譲歩を引き出すことに成功した。内容としては、ソ連が死守したい国境線の確定を特に関心の高い「ドイツ問題」に限定することで西側の主張の芽を摘み、また人権の問題は小論点設定を回避することで議論を深めることを防ぎ、具体的な権利の妥結を阻止する論点案だった。この合意は非公式であったものの、事前会合にそして会議全体に響く大きな交渉成果となった。

### 事前会合

事前会合は本会合とは別日に早稲田大学にて行われた。そのため、遠方からの参加を数多く迎えていた本会議にあって、事前会合に参加できた国とそうでない国との間に必要以上の不平等が発生した。国割においてそれによる影響を抑制すべく工夫したが、想定よりもこのゆがみが重く響くことになった。特に西側は、欧州内で特に強い国益を有する西ドイツや欧州の中小国を代表するイタリアやオランダといった、実現すべき国益が明確にある国々の欠席が響き、英仏と米国のトップ交渉の末、米国がソ連と妥結した案に落ち着くこととなった。

N+N 諸国は東西間の対立を調整すること、もしくはその合意に自国益を反映させることを基本的に目指したが、N+N 内で足並みをそろえられぬまま米ソ合意が東西合意となったことで、その交渉に加わる機会を逃すこととなった。これは、中小国 vs 大国という対立軸において大国が明白な勝利を収めたともいえるが、言い換えれば大国は中小国の利益を斟酌せずむしろ合意を押し付ける方針を選択したということであり、この対立関係が根深いものとなったといえる。

交渉過程の中で、ルーマニアやユーゴはソ連と交渉を進めており、一定の国益を達成した。

またフィンランドはカナダなどと協力し合意から放置される格好となった西側中小国をN+Nと糾合するなど、陣営を突き崩す動きもあった。

ただ、結論として当初の急進的とみられたソ連案の骨子が残った状態でコンセンサス採択されることになり、極めてソ連有利な交渉テーブルが形成されたことになった。これは前述した西側の中で特に強い主張のある西独、イタリア、オランダらの欠席というメタ的要素が大きく響いた結果とも言え、これにより苦しい立場を強いたことは反省すべき問題であった。ただ、ここまで一方的な結末となったのは、西側諸国が議論議論に際しての国益設定が複雑化し十分固まり切っていなかった一方、東側、特にソ連が明確な目的と交渉方針のもとそれを貫いたことによるところが大きいだろう。

## 事前交渉②

本会合に入る前に1.5日間事前交渉を許可した。ここでは本会合へ向けて主張の収束を図り、時間の削減を期待したが、目立った成果は挙がらなかった。特に東側は望む論点TTを通すことができ、議論の遅延が可能となったため、本事前交渉の意味はなくなったと言ってもいい。

## 本会合：着席討議

2議場のうち、第一議場は「ドイツ問題」とその他国境の問題、次いでチェコ事件(いわゆるプラハの春へのソ連の軍事介入)とブレジネフドクトリンの問題、そして自決権の問題が扱われた。ただ、ソ連提案の特殊な論点移行形式によって、ドイツ問題と国境の問題のみフェーズによる移行となったことから、大きく遅延した。ただこれはソ連の遅延工作はもとより、西側諸国もそれに応える形で議論を深めたことにも起因している。結果ブレジネフドクトリンと自決権については主張のみが限界であった。相当の応酬が行われたドイツ問題においても完全に自らの主張の正当性を維持したソ連は大きな有利を得た一方、国境問題一般に関しては将来の変更可能性は否定できず、これは欧州統合を見据えたイタリアらの効果的な質疑によるものだった。ただ、ブレジネフドクトリンでソ連を糾弾したかった西側、そして自決にインセンティブの高いユーゴやルーマニア、オランダといった諸国は極めて苦しい1日目となった。東西ドイツの法的性格を長時間議論することは中小国にとって関心の高くない論点であることは明白であり、議長を務めた筆者は心が痛かった。これもあまりに自由度を高く設定して議論議論を行った設計者の咎といえる。

第二議場に筆者はいなかったが、議長、副会議監督の報告を受けて執筆する。ソ連の狙い通り人権問題は完全に議論が発散し、テヘラン宣言等を用いて自由権の規範化を目指す西側に対し、社会権を中心とした異なる「権利」で応酬したソ連や、内政不干涉原則を前面に押し出して反論したルーマニアやスペインら、という構図であった。結果として五分の展開となったが、長大な時間をかけて質疑までしか達せられなかった。これは人権について一定の妥結点を見出さんとした西側にとっては苦しい展開だったといえよう。また、情報分野も主張までしか行えず、ここに関心が高いアイルランドやカナダといった諸国は苦しいもの

となったが、フロントの整理を相俟って主張のグラデーションが明確になったため、一定の成果はあったといえるかもしれない。

#### 本会合：非着席討議

以上の通りソ連ペースで行われた着席討議も、実質的な妥結が生まれなかっただけで合意形成では五分のスタートだったと言えよう。その中で2日目の午前中、まず特筆すべきはキプロス問題の解決である。史実のCSCEが行われている裏で、キプロス島ではギリシャ軍事政権の教唆によるクーデターとそれを受けたトルコの軍事介入、そしてキプロスの南北分離が発生していた。本問題についてモデで議論できなかったものの、特に民主政権となったばかりのギリシャの交渉手腕によって早い段階で当事国による合意形成に達したことは驚嘆である。

さて、本筋の議論であるが、大きく中小国交渉と大国交渉の二つに分離していた。ソ連と米国、そして英国はフランスを加えた4ヶ国を糾合した大国合意によって会議を終わらせる構想を持っていた。フランスはECの盟主としてこの合意に消極的なはずだったが、米ソが事前交渉段階から合意を蓄積していたこともあり、大国間交渉に引きずり込まれることとなった。特に彼らはドイツを占領した4ヶ国であり、ドイツ問題の合意形成を主眼に交渉が行われた。これはひとえに、モデの論点としてドイツ問題の特出しすることができたためであり、事前会合で築いた優位を文言まで波及させることとなった。

米英仏は西独のソ連との融和的政策である「東方外交」を承認する立場にあったが、西ドイツがソ連との2時間以上に及ぶ単独交渉の末4大国の権限を確認する文言を受け容れたことで片が付き、東西ドイツ国境というソ連の死活的国益が担保されるに至った。この交渉はまさに、設計段階で期待していた「濃密な交渉」であり見ごたえのあるものだった。しかし、このような合意形成から中小国を排除したことは、結果として中小国による激しい反発を喚起することとなった。

大国合意が積み上げられていく中、NATOは英米仏を中心に文言作成を進めていた。一方、N+N諸国は調整役を担いつつ西と価値観を一とするオーストリア、スイス、スウェーデンが協調する一方、独自益を強く持つユーゴやスペインは人権の問題で早々にWTOに接近し、衛星国諸国とともに文言を完成させた。フィンランドもこの合意に関与した結果、中小国はNATO諸国、親西側N+N諸国、親東側N+N諸国・WTO諸国の3派に分かれた。この中で米英仏は大国交渉はあくまで調整であって、のちのち中小国と文言を調整することをNATO中小国やN+N諸国と約していたものの、実際には大国内で合意形成が進んでいた。この西側の大国によるある種のダブルスタンダードが崩壊したことで中小国による反発がうねりとなって呼び起こされ、混乱をきたしたまま形式的なシッピングコーカスが行われた。

会議最終盤、大国交渉による文言が中小国の理解を得られないことを悟ったソ連は機先を制してフィンランドと文言調整を行い、親東側N+N諸国主導の文言を組み込むことで多



数派を形成した。結果、当初の大国交渉による英国案と、より人権が制限的となったソ連案の2本が採択にかけられることとなった。先に採択となった英国案にN+Nやソ連の反対がつき、全会一致できず、ソ連案が合意として成立した。

長大であるため採択された文言を掲載することは控えるが、史実と比較して特に人権分野で大きく社会主義諸国やスペインを利する文言となった。この人権の問題は安全保障と比べれば副次的な問題と映るかもしれないが、特に本会議における「価値観」の対立を色濃く映す争点であった。国連では自由権を基底とした人権の規範化が進められていたが、社会の秩序安定のための自由の一定の制約という社会権的な価値観が通底した文言となったことは、西側自由主義イデオロギー全体に悪影響を及ぼす文言であったと評価できる。CSCEの直近で採択された自由権規約は、東側諸国が先んじて批准したことからもわかるとおり、社会権的な文言が多く入っているものであった。人権規範における西側不利を加速させる意味で、想像以上に西側は国益を失した合意といえる。現実的な範囲の合意とはいえ、場合によってはNATOによるコンセンサスブロックは検討されうるレベルといえる。

### 3. 会議総括・課題

#### 全体の会議総括

帰結のみならず過程において、全体的に東側ペースで進行したことは否定できないだろう。この原因として、本会議の構造を指摘しておきたい。本会議は既に述べた通り史実と異なる「別世界線」をもとに会議設計した。史実では会議が長引くにつれ結論を急いだソ連は不利な立場に追い込まれていき、結果として西側有利の妥結となった。しかし、そのような時間的な優位性を模擬国連に落とし込むのは困難であって、史実よりも東側に有利な議場構造であった。言い換えれば西側が史実を再現することはほぼ不可能であった。ゆえに、史実と比して実現可能かつ望ましい落としどころを西側諸国は想定するという難しさがあった。この帰結想定のにくさが西側内の足並みの乱れを誘引したといえる。

とはいえ、全体的に極めてレベルの高い議論が展開されたことは間違いのないことである。本会議は早稲田研究会の諸先輩方に加え、他研の錚々たる方々が参加していただいたことで、会議全体のレベル自体は全国大会に匹敵するほど非常に高まった。加えて、旧メンもそれに匹敵する強かつ安定した交渉を行っており、多くの新メンもその果敢に挑戦する姿は目を引くものがあった。

一方で、議論過程で大国による中小国の排除が行われたことで、中小国のほとんどはその交渉プレゼンスを示せず、交渉の根幹に絡めなかった。これはひとえに米ソ両大国の望むところであったが、新メンの多くは充実した会議体験であったかといえそうではないだろう。レベルを意図的に下げるのではなくレベルの高い会議を新メンに経験してもらうことも一つの目標に数えていたとはいえ、あまりに排他的な交渉プロセスとなったことは研究

国会議としてあるまじきものであったと反省している。

ここから、事前の設計思想や目的意識が達せられたかどうかを中心に個別の反省を加えたい。

### 議論議論の功罪

既に何度か触れてきたが、議論議論で会議の根幹にかかわる部分までデリに委ねることとなった。モデの議論が深まらず遅延することは極めてありふれたことだが、既に触れてきた通り本会議は極端な例であった。本会議では端的に言えばソ連案がほぼそのまま通ったことになるが、それはソ連を高く評価するのはもちろんのこと、西側諸国に対して、メンターで本会議の会議の性格や議論議論の位置付けについて十分な意思疎通ができなかったことが大きく響いたといえる。ただ、このようなフロントとデリの認識の齟齬はありふれたことであって、問題はこの齟齬が会議の議論構造そのものを破壊しうるものになったことにまず求めるべきであろう。

特に複数の争点が横断して存在する本会議は、論点がある程度バランスよく討議されることが望ましい。しかし、2 議場制かつ議論時間に制約の大きい本会議でそれを実現することはそもそも容易ではなかった。その中で戦略性の担保という錦の御旗を依り代にデリに丸投げした結果、小さな軋みが肥大化し会議全体に波及したといえる。会議を監督するのが会議監督の責任であるが、十分監督できていないばかりか、監督する責任をみすみす放棄したと言われても反論できぬものであった。自らの想定 of 甘さを猛省する次第である。

目的意識との整合性で言えば、確かに意味のある議論にはなった。後から振り返って議論議論の死活性を振り返ることはできるだろう。だが、であるならば、事前にその死活性を周知徹底し、それに基づいた用意に基づいて議論議論を行わなければならない。理想ばかりが先行し実際何ら有効な手立てを打たぬままデリへの丸投げを継続してしまったといえる。

### 2 議場制の功罪

議論時間確保のための緊急的措置として導入した 2 議場制も大きな弊害を生んだ。確かに 2 議場制にしなければとても CSCE を研究会会議で実施することは不可能であったろう。その意味で本会議では避けては通れない手段だった。一方で、この 2 議場制の問題点は既に指摘した会議監督のガバナンスの問題に加え、デリ間の認識を揃えることの困難さも浮き彫りになった。主に安全保障を討議した第一議場にいたデリは、人権の議論を見ていない。逆も同様である。その中で 2 日目は同じ議場で、人権も安全保障もどちらも理解して交渉を行わなければならないのだ。これはそもそも無理のある要請であって、着席討議が無意味化し一から議論が行われる危険すらはらんでいる。1 議場であってもモデとアンモデの連関性は常に課題として挙げられるにもかかわらず、モデを二分割したことはこの傾向を加速してしまった。ただ皮肉にもモデが遅延し実質議論がほぼ行われなかったことで、この問題が浮き彫りになることはあまりなかった。しかし、潜在的な危険として 2 議場制はこのよう

問題を含んでいることを指摘しておきたい。

### パワーポリティクスの功罪

会議記録をお読みいただいた方なら、極めてパワーが意識された議場構造になったといえる。その意味で、安保理や歴史会議を通じてでなくとも、大国と中小国のパワーの差を歴然と示し、それを踏まえた交渉を模擬国連の枠内で行うこと自体は可能であった。

しかし、これが徒に大国と中小国との間の相互不信と排除につながり、会議終盤それが爆発して、そこまでの議論の多くが水泡に帰した。これも議論議論の問題点同様、理想ばかり先行しその解決をデリに丸投げする私の悪癖に由来すると言っていいだろう。本会議の議場構造、特にソ連に構造的不利が生じた史実と異なり、フラットな形で東西間がにらみ合っている状況で、史実の通りに中小国がプレゼンスを発揮して東西間の合意を主導したり調整したりする役割を演じることは極めて難しかった。調整役を担うべき国々は、想定以上に苦しい立ち回りを強いられたといえる。

ただ、その中で特に評価すべきは、会議記録内の表現を用いれば「親東側 N+N 諸国」である。N+N としてのまとまることができなかつたのち WTO と接近し、確実に合意を生み出していった。最終盤の大国合意の崩壊によってその文言益を手中に収めることになったところに関しては、かなり危うさのあるプロセスだったが、中小国にとって陣営間の調整による「ボトムアップ」の合意蓄積はやはり有用であった。この成果を、例え危うい過程であっても、合意に結び付けた手腕は間違いなく評価されるべきだ。

### 最後に

会議の成功とは何だろうか。Adjourn の木槌を叩いた時からずっと頭の中をぐるぐるしている問いである。実際、無事文書を採択し会議を終えているわけで、会議のレベルも非常に高く、この会議を以って会議の失敗と結論付けることはあり得ない。本会議は成功である。だが、その成功は高いデリレベルと幸運に因るものであって、会議監督として十分職責を果たせなかったというのが、冷静な現在の評価である。

横断的で複雑な争点をいかにして議論の筋にまとめ、合意を蓄積し妥結までの道のりを描くか。これは本来会議監督が想定し、その想定を前提とした上で、デリによる超越を期待してマンドートをデリに付与するのである。しかし、そもそも会議監督が十分想定できていたかどうか、設計者として、監督者として十分な認識のもとボールを投げただろうか。いくら投げた球が剛速球でも、キャッチャーが受け止められる球でなければ通用しない。まさに自分が無責任にも広げた大風呂敷を、デリの皆様とフロントの皆が代わりに畳んでくれたといったところではなかろうか。

CSCE を研究会会議で実施することは極めてチャレンジングなことであった。確かに最終的に成果文書の採択に漕ぎつけたけれども、質の高い会議体験を提供するという、研究会運営上の至上命題に応えるには、少々扱い難き議題であった。研究会会議というキャパシティの中でいかにいい会議を作るか、という問いへの一つの答えとして、やはり議論範囲を徒に

広げず、限られた争点をじっくりと準備し、議論し、交渉する、というのが何よりもよいのではないか。後進に伝えられることとしてはそれくらいのものである。

何より、本会議に参加して下さった研究会内外のデリの皆様に改めて深い感謝を申し上げたい。メン齢など関係なく、すべてのデリが素晴らしい発想力と行動力で会議を面白くしてくれた。繰り返しになるがこの会議が成功したのは、デリの皆様一人一人の貢献ゆえである。付け加えにはなるが、頼りないディレクについてきてくれた新旧メンフロント一人一人に深い深い感謝を表明して筆をおきたいと思う。

## 寄稿者募集のご案内

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆様には是非、会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非、模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。寄稿資格者は以下の通りです。

1. 日本模擬国連会員
2. 日本模擬国連卒業生
3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究担当のメールアドレスまでお願いします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

## 模擬国連活動のご案内

実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイト ([www.jmun.org](http://www.jmun.org)) をご覧ください。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』

2024年度 第3号 秋会議・後期会議編

---

発行日：2025年1月31日

発行者：日本模擬国連代表部

---